

「会津若松市新斎場整備基本計画（案）」へのご意見を募集します

～ 市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせ ～

本市斎場は、平成元年度に供用開始され約36年が経過し、火葬炉を始めとする設備や附属施設の老朽化が進んでいる状況にあることから、平成29年6月には「市斎場火葬炉設備長寿命化方針」、令和6年3月には「市新斎場整備基本方針」を策定し、新斎場の整備に向けた基本的な考え方等を示したところです。

「市新斎場整備基本計画」は、これらを踏まえ、現斎場の状況や課題を整理し、新斎場を整備するにあたっての基本的な条件や施設計画等を検討し、今後の事業化に向けた基本的な要件を示すことを目的としてまとめましたので、その内容に対するご意見（パブリックコメント）を募集いたします。

意見がある方は、次のとおり提出してください。

■ 公表・意見募集期間

令和7年4月25日（金） ～ 令和7年5月26日（月） ※最終日午後5時必着

■ 意見を提出できる方

次のいずれかに該当する人が意見を提出することができます。

- ① 市の区域内に住所を有する方
- ② 市の区域内に通勤、通学する方
- ③ 市の区域内で活動する個人または団体

■ 意見の提出方法

- ・ 所定の様式（閲覧場所に設置又はホームページ掲載の様式をダウンロード）を使用するか、任意の様式に氏名、年齢、性別、電話番号等（法人等の場合は、名称、所在地、電話番号）を記入し、市民課まで直接持参するか、電子メール、ファクス、郵送により市民課まで提出してください。
- ・ 住所または所在地が会津若松市以外の方は、上記の②または③のうちで該当する区分と、学校名、法人名など所属する団体名を明記してください。

※ 意見内容の確認が必要になる場合がありますので、必ず電話番号を記入してください。

※ 匿名や電話での意見の提出は受付できませんのでご注意ください。

※ 提出していただいた書面はお返ししませんのでご了承ください。

※ お寄せいただいたご意見については公表しますが、氏名など個人情報公表されることはありません。

※ 個々のご意見に対し、直接ご本人への回答はいたしませんのでご了承ください。

■ 意見の提出先

- ・ 持 参 市役所栄町第二庁舎 1 階 市民課
※令和7年5月7日（水）からは新庁舎1階に移転します。
（土・日曜日、祝日・休日を除く午前8時30分～午後5時）
- ・ 電子メール simin@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp
- ・ ファクス 0242-28-4579（市民課直通）
- ・ 郵 送 〒965-8601 東栄町3番46号 市民課 宛

■ 閲覧場所

案の内容は、会津若松市ホームページ（<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp>）に掲載しているほか、次の場所で閲覧することができます。

閲覧できる場所			閲覧できる日時
1	市民課	令和7年5月2日（金）まで ⇒ 栄町第二庁舎1階	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時
		令和7年5月7日（水）から ⇒ 新庁舎1階	
2	市政情報 コーナー	令和7年5月2日（金）まで ⇒ 追手町第二庁舎2階	
		令和7年5月7日（水）から ⇒ 新庁舎1階 市民ホール	
3	湊市民センター		
4	大戸市民センター		
5	北市民センター		
6	南市民センター		
7	一箕市民センター		
8	東市民センター		
9	北会津支所		
10	河東支所		
11	生涯学習総合センター（会津稽古堂）		毎日（休館日を除く） 午前9時～午後5時

- ◎ 本件に関するお問い合わせは、市民課（下記）までお願いします。
市政情報コーナー、各市民センター、各支所、生涯学習総合センターには担当者がおらず、詳しいお問い合わせにはお答えできません。あらかじめご了承ください。

【お問い合わせ先】

会津若松市役所 市民部 市民課
TEL：0242-39-1229（直通）